

毒物劇物取扱責任者の設置（変更）について

欠格事項	法第8条 第2項	第1号 第2号 第3号 第4号	18歳未満の者 心身障害等による 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤中毒者 毒物劇物又は薬事に関する罪により、罰金以上の刑
------	-------------	--------------------------	---

提出書類	・責任者設置（変更）届			【※医師の押印が必要】 【三か月以内】 【第2号、第3号に非該当である旨】
	・診断書（毒劇物用）			【第4号に非該当である旨】
	・宣誓書			
	・雇用契約書の写し / 役員の場合：在籍証明書（※使用関係を証するものであれば可）			
	・資格を証する書類の写し			以下のいずれかにより添付
				・資格を証する書類の原本の提示と共に、その写しを添付
				・資格を証する書類の写しに開設者が 原本照合 したものを添付
	原本照合済の旨、照合年月日、開設者名（法人にあっては、その名称及び代表者の役職、氏名）を直接記載			
	資格を証する書類			
	第1項	第1号	薬剤師	必要書類：薬剤師免許（原本照合済みの写し）
第2号		大学 高専 大学院	学部 学科名から判断不可	必要書類：卒業証書（原本照合済みの写し）or卒業証明書（原本照合済みの写し）
				ア 薬学部
				イ 理学部、理工学部又は教育学部 化学科、理学科（化学専攻のものに限る）、生物化学科等
				ウ 農学部、水産学部又は畜産学部 農業化学科、農芸化学科、農産化学科、園芸化学科、水産化学科、生物化学工学科、畜産化学科、食品化学科等
				エ 工学部 応用化学科、工業化学科、化学工学科、合成化学科、合成化学工学科、応用電気化学科、化学有機工学科、燃料化学科、高分子化学科、染色化学工学科等
				高等専門学校（高専） 工業化学科（これに代わる応用化学に関する学課）
				応用化学に関する研究科を修了した者（ア～エの大学学部の該当性の判断に準じる）
				必要書類：単位履修証明書（原本照合済みの写し）
				オ 化学に関する授業科目（講義、実験及び演習）の単位数 必修科目選択科目の単位中28単位以上 or 必修科目の50%以上である学科
	工業化学、無機化学、有機化学、化学工学、化学装置、化学工場、化学工業、化学反応、分析化学、物理化学、電気化学、色染化学、放射化学、医化学、生化学、バイオ化学、微生物化学、農業化学、食品化学、食品応用化学、水産化学、化学工業安全、化学システム技術、環境化学、生活環境化学、生活化学、生活化学基礎、素材化学、材料化学、高分子化学、地球環境化学、有機構造解析、無機材質学、マテリアル工学、高分子合成、食品工学、代謝生物学、機器分析、環境評価、環境リスク管理等			
※工業技術基礎及び課題研究については、応用化学に関する学課を修了したことを証する書類において、科目名に「（化学）」等の字句が明示されて証明してあるものに限り、化学に関する科目として該当（例：工業技術基礎（化学）、課題研究（化学））				
【注：非該当科目】 工業基礎、工業数理、電子基礎、情報（技術）基礎、工業管理技術、情報科学、電子回路、電気基礎、環境工学、環境保全、材料技術基礎、高分子材料、高分子加工、高分子基礎、繊維製品、染色技術、生物工学（基礎）、バイオ技術、工業化学等製図、工業技術基礎、課題研究等				
大学 科目数 28単位 以上習得を確認 高等専門学校（高専） 科目数 28単位 以上習得を確認 専門課程を置く専修学校（専門学校） 応用化学に関する学課を修了した者について、科目数 25単位 以上 高等学校（工業高等学校、工科高等学校） 応用化学に関する学課を修了した者について、科目数 25単位 以上 大学院 応用化学に関する研究科を修了した者について、科目数 28単位 以上 （単位数は大学と大学院の単位数を合算可）				
第3号	試験合格者	必要書類：合格証（原本照合済みの写し）		